

○所沢市観光情報・物産館条例施行規則

令和3年4月30日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市観光情報・物産館条例（令和2年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により、所沢市観光情報・物産館（以下「物産館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市観光情報・物産館利用（変更）申請書（様式第1号）を指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 申請者は、連続した1年間を限度として前項に規定する申請を行うことができる。

3 第1項に規定する申請は、物産館の利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の1年前の日から利用開始日の7日前の日までに行うものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 物産館の利用の許可は、申請の順とする。

2 指定管理者は、物産館の利用を許可したときは、所沢市観光情報・物産館利用（変更）許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 前条第1項に規定する申請について、指定管理者は、物産館の利用を許可しないときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第4条 物産館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、所沢市観光情報・物産館利用（変更）申請書に現に交付されている所沢市観光情報・物産館利用（変更）許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、変更を許可したときは、所沢市観光情報・物産館利用（変更）許可書を利用者に交付するものとする。

3 利用者は、利用の許可の取消しをしようとするときは、所沢市観光情報・物産館利

用取消申出書（様式第3号）に現に交付されている所沢市観光情報・物産館利用（変更）許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

（附属設備の利用料金）

第5条 条例別表備考1に規定する規則で定める附属設備の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の請求及び納入）

第6条 利用者は、条例第11条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）について、指定管理者が発行する所沢市観光情報・物産館利用料金納入通知書兼領収書（様式第4号）により、指定された期日までにこれを納入しなければならない。

2 指定管理者は、物産館の利用の許可の期間が1月を超えるときは、利用料金の請求を1月ごとに行わなければならない。

3 利用料金を計算するため、利用者は、指定管理者の求めに応じて必要な事項を報告しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第12条ただし書の市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（1） 災害その他利用者の責めによらない事由で物産館を利用できなかった場合

（2） 物産館の管理上の都合により利用の許可を取り消し、又は変更した場合

（3） その他市長の承認を得て、指定管理者が特に認めた場合

（利用料金の減免）

第8条 条例第13条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、所沢市観光情報・物産館利用料金減免申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、所沢市観光情報・物産館減免通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（駐車場の利用手続等）

第9条 駐車場の利用手続等については、前7条（第5条を除く。）の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（毀損等の届出）

第10条 物産館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに指定管理者に届け出て、

その指示に従わなければならない。

(原状回復の点検)

第11条 利用者は、条例第15条第1項の規定により原状に復したときは、関係職員の点検を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

附属設備	利用料金 (1日につき)
簡易テント	1張 1,650円
テーブル	1台 550円
椅子	1脚 275円
電気器具 (自動販売機を除く。) の接続	1,500ワットにつき550円

様式第1号

所沢市観光情報・物産館利用（変更）申請書

年 月 日

（宛先）所沢市観光情報・物産館指定管理者

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

電話番号

次のとおり、所沢市観光情報・物産館の利用（変更）を申請します。

利用の目的	
利用を希望する期間	年 月 日（ ） 時 分 から 年 月 日（ ） 時 分 まで
一部占用の場所	占用面積
	m ²
営業行為の区分	
1 特産品の販売 2 自動販売機の設置 3 上記以外のもの	
利用する附属設備	
1 簡易テント (張) 2 テーブル (台) 3 椅子 (脚) 4 電気器具の接続 (ワット)	
備考	

注意事項

利用を希望する期間は、1年間を限度とする。

様式第2号

所沢市観光情報・物産館利用（変更）許可書

年 月 日

様

所沢市観光情報・物産館指定管理者

次のとおり、所沢市観光情報・物産館の利用（変更）を許可します。

利用期間	年 月 日（ ） 時 分 から
	年 月 日（ ） 時 分 まで
一部占用の場所	
占用面積	
㎡	
営業行為に係る料金の区分及び割合	
特産品の販売	%
自動販売機の設置	%
上記以外のもの	%
利用する附属設備及び利用料金	
簡易テント (張)	円
テーブル (台)	円
椅子 (脚)	円
電気器具の接続 (ワット)	円
備考	

様式第3号

所沢市観光情報・物産館利用取消申出書

年 月 日

(宛先) 所沢市観光情報・物産館指定管理者

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者氏名)

電話番号

次のとおり、所沢市観光情報・物産館の利用の取消しを申し出ます。

利用期間	年	月	日 ()	時	分	から
	年	月	日 ()	時	分	まで

備考

様式第4号

所沢市観光情報・物産館利用料金納入通知書兼領収書

発行日 年 月 日

(納入者) 様

利用期間	年 月 日 () 時 分 から
	年 月 日 () 時 分 まで

1 一部占用に係る料金

	m ²	円
--	----------------	---

2 営業行為に係る料金

特産品の販売	売上金額 円	割合 料金 %	円
自動販売機の設置	売上金額 円	割合 料金 %	円
上記以外のもの	売上金額 円	割合 料金 %	円
		合計	円

3 附属設備の利用料金

簡易テント (張)	円
テーブル (台)	円
椅子 (脚)	円
電気器具の接続 (ワット)	円
	合計 円

利用料金 (A)	円
減免額 (B)	円
納入金額 (A) - (B)	円
納期限 年 月 日	上記の金額を領収しました。
上記の金額を納めてください。 所沢市観光情報・物産館指定管理者	領収印

様式第5号

所沢市観光情報・物産館利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市観光情報・物産館指定管理者

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者氏名)

電話番号

別添利用申請に係る所沢市観光情報・物産館の利用料金について、次の理由により減免を申請します。

利用期間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
減額(免除) の理由	
備考	

様式第6号

所沢市観光情報・物産館利用料金減免通知書

年 月 日

様

所沢市観光情報・物産館指定管理者

年 月 日付けで申請のあった所沢市観光情報・物産館の利用料金について、次のとおり減免したので通知します。

利用期間	年 月 日 () 時 分 から
	年 月 日 () 時 分 まで
利用料金	減免額
円	円
減額(免除)の理由	
備考	